

# 2013 年度 学会奨励賞 選考結果と受賞の言葉

## 第 15 回学会奨励賞授賞理由

---

学会奨励賞選考委員長 村山眞維

2013 年度の日本法社会学会・学会奨励賞は、著書部門は吉岡すずか会員の『法的支援ネットワーク：地域滞在型調査による考察』に決まりました。論文部門の受賞はありません。以下では、受賞作の内容紹介と受賞理由を記します。

吉岡すずか会員の『法的支援ネットワーク：地域滞在型調査による考察』は、弁護士過疎地である沖縄県の離島 J 市において行なわれたフィールドワークに基づき、地域社会において法的支援を提供するネットワークがどのように形成されているかを論じている。著者は、法的支援の提供者が相互に関連しあう全体をネットワークという概念で捉え、地域社会のなかで法的支援を提供する主体の行為は、このネットワークによって規定されているというのが著者の基本的な主張である。著者は、まず、この離島に法律相談センターが設置される 1999 年までの地域社会における法的支援ネットワークがどのようなものであったかを、市役所法律相談、社会福祉協議会、裁判所、警察、司法書士、人権擁護委員、民生委員・「地域プロパー」、調停委員、弁護士、などについて概観し、法的支援の提供がこうした諸機関の分担する役割だけでなく、委員個人のネットワーク上の地位によっても影響されていることを指摘している（組織間の「連携」は、支援対象となる問題類型毎に、たとえば、架空請求については、警察、生活センター、社会福祉協議会の間に、DV については市の女性相談員、被害サポート団体、社協、警察の間に連携が見られた）。次いで、著者は、2004 年の調査当時の法律相談センターとひまわり基金法律事務所による法的支援の提供がどのように行なわれているかを検討する。それによれば、法律相談センターにおける法律相談は、本島からの弁護士と地元のひまわり基金法律事務所の弁護士とによって行なわれているが、相談者は後者に集まる傾向が顕著であり、前者は利用者ニーズがあるのかどうか疑うほどであったという。ただ、後者の相談件数が多いのは、この弁護士が事務所に来る相談希望者を相談センターで受け入れているからという面が強い。また、ひまわり基金法律事務所自体の経営は安定しているようで、特に地元自治体の支援はなかったが口コミで来訪者が増加している。

法的支援供給者の間に見られるネットワーク形成には公式的次元におけるものと、非公式次元におけるものがある。前者のひとつとして警察を中心とするネットワークの形成があるが、その実態は相談内容に応じた個人レベルの連携であるという。非公式のネットワーク形成も仕事の上で接触する機会のある個人間での評価が影響している。このように、J 市における法的支援供給者のネットワークの形成は個人としての現場職員に大きく依存している。

法律相談センターとひまわり基金法律事務所は、こうしたJ市の法的支援供給者のネットワークに含まれているように見えなかったと著者は指摘している。機関間の接触のときに、個人としての協同関係を築くことができなかったことが、J市の法的支援供給者のネットワークへ参加できなかった原因であると著者は見ている。法的支援供給者のネットワークに参加できなかったことには、行政主導のネットワークに私的人格のサービスが組み込まれ難いこと、また、法律相談センターもひまわり基金も有料のサービスを提供していることも関連しているのではないかと指摘する。

J市におけるネットワーク形成はこのように個人の持つ人的資本に大きく依存しているが、この地域社会に見られる多重的社会関係は法的支援供給を困難にする面も持っている。これは、相談者が自分のプラバシーが知られることを恐れるからである。相談員も自分がそうした仕事をしていることを友人等には話さないという。

こうした状況があるため、J市の住民は、弁護士に頼む必要が生じた場合、「知り合いの本島の弁護士」に事件を依頼する傾向が見られるという。すなわち、那覇には、J市地域出身で那覇で開業していて、J市の住民を顧客対象としている弁護士の集団が存在する。沖縄には、出身地を離れた同郷の人々が作る郷友会というものがあり、同郷者間での相互扶助を行なっている。「知り合いの本島の弁護士」はこうした郷友会における紐帯を通して仕事をしていると見られる。

地域社会における法的支援供給は、一般に、身近に供給者がいることが利用者ニーズに適うという面が指摘されているが、司法過疎地では同時に地域住人の社会的紐帯が濃密であるため、利用者は逆にその地域社会の外に法的支援供給者を求める傾向があることをJ市の状況は示している。しかし、その地域社会の外に求めると言っても、J市の場合、社会関係の外で法的支援供給者を求めるということではない。やはり、「知り合い」の弁護士に援助を求めようとする。著者は、こうした傾向が「シマ社会」に特有のことなのかどうか、さらに検討が必要である、としている。

最後に、著者は、上記の離島における法的支援供給のネットワーク形成についての調査結果を踏まえ、総合法律支援の実効化に向けた検討を行なっている。

以上の本書の内容に示されているように、著者は沖縄においてフィールドワークを行い、そこで得られた一次資料を用いて本書を執筆している。その点で、優れて法社会学的研究と呼ぶにふさわしい論考である。また、「ネットワーク」という概念を議論の中心に据え、法的支援供給者のネットワークがどのように存在しており、ネットワーク化がどのように進められているかという論点を中心に、一貫した視点から論文が書かれている。また、それぞれの論点に関わる内外の文献の参照も適宜関連する箇所で行なわれている。

東日本大震災後における状況にも端的に示されているように、わが国においてリーガル・サービスの提供をいかに拡大していくか、また、リーガル・サービスをその他の社会福祉的なサービスの提供といかに統合していくかは、法律扶助の分野においては喫緊の課題となっている。この研究は、こうした問題とどう取り組んで行くべきかについても、貴重な示唆を与えるものである。

奨励賞選考委員会では、リーガル・サービスを社会にどのように提供すべきかについてこれまでの内外の文献をさらに広く渉猟し、司法過疎地における法的支援供給という問題をより広い文脈のなかに位

置づけるという作業を今後の課題として望みたい、との意見もあった。

そうした点も踏まえた上で、選考委員会では全員一致で、本書はオリジナル・データに基づき一貫した視点から執筆された優れた研究として学会奨励賞にふさわしい、という結論になった。

## 受賞の言葉

### 受賞の言葉——第15回 学会奨励賞（著書部門） 吉岡すずか（桐蔭横浜大学）

たいへん栄誉ある賞を頂戴しまして、真にありがとうございます。まず、本書を候補作としてご推薦頂いた先生、ご選考下さった奨励賞選考委員会の先生方にあつくお礼申し上げます。また、本書の原型である博士学位論文を一貫してご指導下さった榎村志郎先生、調査にご協力下さったすべての関係者のみなさまにも改めてお礼申し上げます。

本書は、1つの地域社会を対象として法的支援供給の社会制度を具体的かつ包括的に描出することをめざしたものです。地域固有の法秩序がいかなるものかという問題、また、司法機関へのアクセスのメカニズムや非公式紛争処理をめぐる問題について、広範囲の支援供給者へのインタビュー、参与観察を主とする質的データと公式・非公式の統計資料等を用いて検討を加えております。そのために採った方法論は第2章で詳述していますが、滞在型調査と名付けたエスノグラフィーの手法により調査・分析・記述を行っております。エスノグラフィーとフィールドワークの差異については、正しく理解されていないむきがあるように思いますが、エスノグラフィーは、フィールドワークという過程（プロセス）の側面と作品という産物（プロダクト）の側面を合わせ持つものであります。そのため、研究手法の貫徹という意味においても、書籍というかたちで本研究を公表することを諦めることはできませんでした。厳しい出版事情のなかで、私のような若輩者の単著を刊行することをお決め下さった信山社出版株式会社様、編集者の今井守様のご理解とご協力に深くお礼申し上げます。そして、出版に向けて道筋をつけて下さった宮澤節生先生、刊行の実現に向けご尽力下さった佐藤岩夫先生に心より感謝申し上げます。このたびの書籍の部での受賞は、書籍化を叶えて下さったみなさまのご支援があつてのことです。心からの感謝の気持ちを捧げます。

本書では、地域社会において法的支援供給を行う諸機関の作用を総合的に分析するために「ネットワーク」という用語を用い記述説明を行っております。それは、地域社会の住民による法的支援探索は個々の住民が行うものであるものの、その対象は孤立的に存在・作用する法的支援供給者ではなく、複数のそれらの供給者からなる相互に関連する総体としての「ネットワーク」であると考えることによります。本書での重要な示唆の一つとして繰り返し主張している点は、地域住民による法的支援獲得行動は、個々の供給者への接近と接触によって完結するものではなく、その法的支援そのものの獲得にいたって完結するものということであります。このことは、法的支援供給者が地域社会に存在するか否かではなく、その接触によって、その「ネットワーク」を構成するさまざまなプロバイダーからのサービス供給またはその可能性が高まることが重要だということを意味します。法的支援とは、こうした「ネッ

トワーク」を通じて流通するものと捉えるのが適切だと考えます。

本書の原型である博士論文の執筆と書籍化に向けたリライトに従事する時期に、日本弁護士連合会と日本司法支援センター本部で仕事をする僥倖に恵まれたことも、本書を成すうえで少なからず影響を受けました。本書の研究の端緒は2003年の夏で、そこから刊行に至る約9年の間に、司法制度改革の流れからわが国の法サービスを取り巻く状況は大きな変貌を遂げてきました。本書で主な分析対象とした事象は2003年から2004年にかけて採取したものであり、刻々と法現象が変わりゆくなかで、法社会学研究として本書で追求する課題がどのような価値をもつものか、自問自答を繰り返してきました。その問いは、2011年3月に東日本大震災および福島原子力発電所事故が発生し、法的支援においても前例のない非常時対応が迫られる中で、一層際立っていきました。もっとも学術的調査研究の遂行は、実務・政策評価のそれとは性質を異にして一線を画すべきものではありませんが、待ったなしの法的支援の現場に携わる人々に接し、日々変容する課題に格闘する組織の中に身を置きながら、研究者としてなすべきことは何かを突きつけられる日々でした。そういった中で、本書では、刊行時点でのアウトプットとして自分なりの最大限のものをしめすというかたちで決着をつけました。上記でしめした本書を貫く大きな主張に加えて、司法過疎現象・対策と先行研究、法的支援のネットワーク構造、〈連携〉の諸態様、法律相談の無料性、社会的紐帯と法的支援といった個別の論点についても整理をいたしております。本書の不足や明確になった諸課題〈終章〉については、今後向き合っていくことで責任を果たせればと思っております。

現在、私は、法律専門家を含めたさまざまな異業種間〈連携〉や、司法と福祉の〈連携〉のあり方といった研究テーマを中心に取り組み、田舎と称される地域から弁護士が集中する都市部まで、多様な地理的背景をもつ空間に懲りずに出かけております。今後も、わが国の法現象とそれが生起するフィールドを主たる研究対象とすることにこだわり、対象と課題から規定される方法論に拠って、実態に可能な限り近づくことへの試み、そして、それらを丁寧に記述説明することに携わっていきたいと考えております。そのために、地道に学び、調べ、多方面の方々に教えを乞いながら、発見を問い直す作業をたゆまず続けていければと思っております。よろしくご指導のほどお願い申し上げます。